

令和6年度

水質検査計画書

令和6年3月

邑南町

1. 水質検査の基本方針

需要者の皆様が安心して水道水をご利用いただくために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施致します。

また、適正な水道水質管理を行うためには、水道水源の水質変化の程度を把握することが極めて重要であることから、水道原水の水質検査についても定期的に実施するよう計画するものとします。

なお、臨時に行なう水質検査については、水源周辺の環境状況の変化や突発的な水質変化等に応じて、弾力的に別途計画するものとします。

2. 対象水道施設の概要

別紙－1（原水）及び別紙－2（浄水）のとおり

3. 水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき各水道施設毎に次のとおり実施するものとする。

1) 毎日検査について

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、各配水施設等において1日1回以上検査を行うものとする。

2) 浄水検査について

水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についての検査は、各水系管末の給水栓等を採水場所とし、同項の三号を判断基準として回数を定め検査を実施するものとする。

3) 原水検査について

水道原水についての検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち消毒副生成物を除く項目を対象として水源毎に年1回検査を実施するものとする。

以上、具体的な水質検査計画表（別紙－3及び4）を別に定めるものとする。

4. 検査を省略する項目とその理由

検査の省略については、平成15年9月29日付け、厚生労働省令第百四十二号三により、検査項目を決定しました。

それにより、令和6年度の検査項目は、別紙－3のとおりとなります。

5. 臨時の水質検査

下記の事項が生じた場合、対策を講じた後臨時の水質検査を行なう。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められる場合。

6. 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

3. 1) を除く当該水質検査については、これを全て厚生労働大臣登録検査機関であって、下記の要件を満たした者に委託することとし、別途、水質検査業務委託契約書を締結したうえ、これを執行するものとする。

- 1) 厚生労働大臣が実施する精度管理において、良好な結果を得ている検査機関。
- 2) 水道GLPの認証を取得している検査機関。
- 3) 水道技術管理者を有する検査機関。

邑南町水道
(羽須美管内)

対象水道施設の概要（原水）

【羽須美管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所	水源種類	処理方法	
				種類	消毒剤
原水	①	阿須那水道 阿須那水源地	浅井戸	消毒のみ	次亜塩素酸 ナトリウム
	②	阿須那水道 田本水源地	浅井戸		
	③	口羽水道 土居水源地	浅井戸		

対象水道施設の概要（浄水）

【羽須美管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所
浄水	①	阿須那水道 阿須那水源
	②	阿須那水道 田本水源
	③	口羽水道 土居水源

水質検査計画表（原水）

【羽須美管内】

凡 例：★：全項目検査（原水） 指：クリプト指標菌 ク：クリプトスポリジウム

採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
阿須那水道 阿須那水源地	指	指 ク	指	指	指 ク	指	指 ★	指 ク	指	指	指 ク	指
クリプトスポリジウム指標菌検査については、12回/年 クリプトスポリジウム・ジアルジア検査は4回/年実施												
阿須那水道 田本水源地	指			指			指 ★			指		
クリプトスポリジウム指標菌検査については、4回/年												
口羽水道 土居水源地	指	指 ク	指	指	指 ク	指	指 ★	指 ク	指	指	指 ク	指
クリプトスポリジウム指標菌検査については、12回/年 クリプトスポリジウム・ジアルジア検査は4回/年実施												

水質検査計画表（浄水）

【羽須美管内】

凡 例 □：基本項目 □+■：基本+消毒副生成物+新規項目 ☆：全項目（浄水）

TH：硬度 TR：蒸発残留物 NOX：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

Al：アルミニウム Pb：鉛 Cu：銅 Fe：鉄 F：フッ素

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
阿須那水道 阿須那水源	□■ Pb NOx F Cu TH TR	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□
阿須那水道 田本水源	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
口羽水道 土居水源	□■ TR	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□

邑南町水道 (瑞穂管内)

対象水道施設の概要（原水）

【瑞穂管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所	水源種類	処理方法	
				種類	消毒剤
原水	①	市木水道 市木水源地	河川自流	緩速ろ過	次亜塩素酸 ナトリウム
	②	市木水道 合戦谷水源地	河川自流	急速ろ過	
	③	瑞穂西水道 3号 4号小河内水源地	河川自流	膜ろ過	
	④	瑞穂西水道 1号 2号亀谷水源地	河川自流	急速ろ過	
	⑤	瑞穂西水道 5号上田所水源地	ダム直接	急速ろ過	
	⑥	瑞穂東水道 1号 2号円ノ板水源地	ダム直接	急速ろ過	
	⑦	瑞穂東水道 3号吉時水源地	浅井戸	消毒のみ	
	⑧	布施水道 布施水源地	深井戸	消毒のみ	

対象水道施設の概要（浄水）

【瑞穂管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所
浄水	①	市木水道 市木管末
	②	市木水道 生家管末
	③	瑞穂西水道 1号 下田所管末
	④	瑞穂西水道 2号 鱒淵管末
	⑤	瑞穂西水道 3号 小河内管末
	⑥	瑞穂西水道 4号 出羽管末
	⑦	瑞穂西水道 5号 三坂管末
	⑧	瑞穂東水道 1号 矢広原管末
	⑨	瑞穂東水道 2号 下伏谷管末
	⑩	瑞穂東水道 3号 下対管末
	⑪	布施水道 布施管末

水質検査計画表（原水）

【瑞穂管内】

凡 例 : ★ : 全項目検査（原水） 指 : クリプト指標菌

採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市木水道 市木水源地							指 ★ ク					
瑞穂西水道3号4号 小河内水源地							指 ★ ク					
瑞穂西水道1号2号 亀谷水源地							指 ★ ク					
瑞穂東水道1号2号 円ノ板水源地							指 ★ ク					
布施水道 布施水源地	指			指			指 ★ ク			指		
	クリプトスポリジウム指標菌検査については、4回/年											
市木水道 合戦谷水源地							指 ★ ク					
瑞穂西水道5号 上田所水源地							指 ★ ク					
瑞穂東水道3号 吉時水源地	指 ク	指	指	指 ク	指	指	指 ★ ク	指	指	指 ク	指	指
	クリプトスポリジウム指標菌検査については、12回/年 クリプトスポリジウム・ジアルジア検査は4回/年実施											

水質検査計画表（浄水）

【瑞穂管内】

凡 例 □：基本項目 □+■：基本+消毒副生成物+新規項目 ☆：全項目（浄水）

TR：蒸発残留物 PB：鉛 F：フッ素 NOx：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市木水道 市木管末	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
市木水道 生家管末	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂西水道1号 下田所管末	□■ NOx TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂西水道2号 鱒淵管末	□■ Pb	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂西水道3号 小河内管末	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂西水道4号 出羽管末	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂西水道5号 三坂管末	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂東水道1号 矢広原管末	□■ F TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂東水道2号 下伏谷管末	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
瑞穂東水道3号 下対管末	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
布施水道 布施管末	☆	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□

邑南町水道 (石見管内)

対象水道施設の概要（原水）

【石見管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所	水源種類	処理方法	
				種類	消毒剤
原水	①	矢上水道 原山水源地	湧水	消毒のみ	次亜塩素酸 ナトリウム
	②	矢上水道 森脇谷水源地	湧水	消毒のみ	
	③	矢上水道 仏一原水源地	河川自流	緩速ろ過	
	④	矢上水道 岩井谷水源地	河川自流	緩速ろ過	
	⑤	日和水道 明泉谷水源地	河川自流	緩速ろ過	
	⑥	日和水道 山根谷水源地	河川自流	緩速ろ過	
	⑦	日和水道 湯舟谷水源地	深井戸	消毒のみ	
	⑧	日貫水道 日貫水源地	深井戸	消毒のみ	
	⑨	日貫水道 日貫水源地（予備水源）	河川自流	緩速ろ過	

対象水道施設の概要（浄水）

【石見管内】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所
浄水	①	矢上水道 原山水源
	②	矢上水道 森脇谷水源
	③	矢上水道 仏一原水源
	④	矢上水道 岩井谷水源
	⑤	日和水道 明泉谷水源
	⑥	日和水道 山根谷水源
	⑦	日和水道 湯舟谷水源
	⑧	日貫水道 日貫水源

水質検査計画表（原水）

【石見管内】

凡 例 : ★ : 全項目検査（原水）

採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
矢上水道 原山水源	指 ク	指	指	指 ク	指	指	指 ★ ク	指	指	指 ク	指	指
	クリプトスポリジウム指標菌検査については、（12回／年） クリプトスポリジウム・ジアルジア検査は4回／年実施											
矢上水道 森脇谷水源	指			指			指 ★			指		
矢上水道 仏一原水源							指 ★ ク					
矢上水道 岩井谷水源							指 ★ ク					
日和水道 明泉谷水源							指 ★ ク					
日和水道 山根谷水源							指 ★ ク					
日和水道 湯舟谷水源	指			指			指 ★			指		
日貫水道 日貫水源	指			指			指 ★			指		
日貫水道 日貫水源（予備）							指 ★ ク					

水質検査計画表（浄水）

【石見管内】

凡 例 □：基本項目 □+■：基本+消毒副生成物+新規項目 ☆：全項目（浄水）

TH：硬度 TR：蒸発残留物 NOX：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

PB：鉛 As：ヒ素 F：フッ素 Al：アルミニウム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
矢上水道 原山水源	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
矢上水道 森脇谷水源	□■ F TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
矢上水道 仏一原水源	□■ Pb TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
矢上水道 岩井谷水源	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
日和水道 明泉谷水源	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□	□■ Pb	□	□
日和水道 山根谷水源	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
日和水道 湯舟谷水源	☆	□	□	□■ F TR	□	□	□■ F TR	□	□	□■ F TR	□	□
日貫水道 日貫水源	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□

邑南町水道

(石見管内・小規模水道)

対象水道施設の概要（原水）

【石見管内・小規模水道】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所	水源種類	処理方法	
				種類	消毒剤
原水	①	断魚飲料水供給施設 断魚水源	河川自流	緩速ろ過	次亜塩素酸 ナトリウム
	②	瀬越飲料水供給施設 瀬越水源	浅井戸	消毒のみ	

対象水道施設の概要（浄水）

【石見管内・小規模水道】

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所
浄水	①	断魚飲料水供給施設 断魚水源
	②	瀬越飲料水供給施設 瀬越水源

水質検査計画表（浄水）

【石見管内・小規模水道】

凡 例 □：基本項目 □+■：基本+消毒副生成物+新規項目 ☆：全項目（浄水）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
断魚飲料水 供給施設 断魚水源						☆						
瀬越飲料水 供給施設 瀬越水源						☆						

全項目検査 浄水 5 1 項目

※水質検査省略 過去3年間における検査結果が基準値の1/5以下・・・検査頻度を1回/年にすることができる。
過去3年間における検査結果が基準値の1/10以下・・・検査頻度を1回/3年にすることができる。

項	項 目	1回/月	1回/3月	1回/年	1回/3年	原水項目
基01	一般細菌	○				○
基02	大腸菌	○				○
基03	カドミウム及びその化合物		○	△	△	○
基04	水銀及びその化合物		○	△	△	○
基05	セレン及びその化合物		○	△	△	○
基06	鉛及びその化合物		○	△	△	○
基07	ヒ素及びその化合物		○	△	△	○
基08	六価クロム化合物		○	△	△	○
基09	亜硝酸態窒素		○	△	△	○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	△	△	○
基12	フッ素及びその化合物		○	△	△	○
基13	ほう素及びその化合物		○	△	△	○
基14	四塩化炭素		○	△	△	○
基15	1,4-ジオキサン		○	△	△	○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	△	△	○
基17	ジクロロメタン		○	△	△	○
基18	テトラクロロレチレン		○	△	△	○
基19	トリクロロエチレン		○	△	△	○
基20	ベンゼン		○	△	△	○
基21	塩素酸		○			
基22	クロロ酢酸		○			
基23	クロロホルム		○			
基24	ジクロロ酢酸		○			
基25	ジブromokロロメタン		○			
基26	臭素酸		○			
基27	総トリハロメタン		○			
基28	トリクロロ酢酸		○			
基29	ブromोजジクロロメタン		○			
基30	ブromホルム		○			
基31	ホルムアルデヒド		○			
基32	亜鉛及びその化合物		○	△	△	○
基33	アルミニウム及びその化合物		○	△	△	○
基34	鉄及びその化合物		○	△	△	○
基35	銅及びその化合物		○	△	△	○
基36	ナトリウム及びその化合物		○	△	△	○
基37	マンガン及びその化合物		○	△	△	○
基38	塩化物イオン	○				○
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○	△	△	○
基40	蒸発残留物		○	△	△	○
基41	陰イオン界面活性剤		○	△	△	○
基42	ジェオスミン			○	△	○
基43	二-メチルイソボルネオール			○	△	○
基44	非イオン界面活性剤		○	△	△	○
基45	フェノール類		○	△	△	○
基46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	○				○
基47	pH値	○				○
基48	味	○				
基49	臭気	○				○
基50	色度	○				○
基51	濁度	○				○